

令和3年第3回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和3年9月7日 開会

令和3年9月14日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和3年第3回奈井江町議会定例会

令和3年9月7日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 報告第 1号 補助団体監査結果報告について
- 第 7 報告第 2号 令和3年度に公表する健全化判断比率について
- 第 8 報告第 3号 令和3年度に公表する資金不足比率について
- 第 9 報告第 4号 令和3年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第10 議案第 1号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第11 議案第 4号 奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 第12 認定第 1号 令和2年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和2年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	田野義美
建設環境課長	加藤一之
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

開会

●議長

定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

ただいま、出席議員9名で定足数に達していますので、令和3年奈井江町議会第3回定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番笹木議員、7番森山議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から14日までの8日間としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から14日までの8日間に決定いたしました。

日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和3年6月18日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営について。調査内容、①追加議案について。

委員会開催日、令和3年9月2日、調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。調査内容、①会期について、②議案審議・審議順序について、③町政一般質問について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑥会議案、調査について、⑦まちづくり懇談会への参加並びに町民のまちづくりに対する意見集約等について、⑧その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 常任委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

常任委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、2番大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 2番

皆さん、おはようございます。それでは、私からまちづくり常任委員会の調査報告をいたします。

委員会開催日、7月20日、調査事項、調査第1号「みなクルの管理運営について」、現地調査を含みます。説明員、調査内容については記載のとおり。

意見、要望といたしまして、葬儀利用は町内の半数近くがみなクルで実施されていることが報告された。町民から、利便性など高く評価され、定着していることが伺える。また、囲碁、俳句などのサークル活動の定期的な利用や、友達同士の交流のために利用など、中心市街地のコミュニティー拠点施設として幅広い年代の町民に利用されていることも報告された。

令和元年に非常用発電機が設置されたが、非常時に直ちに使用できるよう管理を行うとともに、平成25年にオープンしてから8年が経過しようとしていることから、計画的に修繕等を実施し、長寿命化を図るようお願いしたい。

今後も適正な管理運営に留意するとともに、関係課と連携し、多くの町民に利用されるよう、利用者ニーズを的確に捉えた運営を望むものである。

委員会開催日、7月30日、調査事項、調査第2号「環境衛生（一般廃棄物を除く）について」、説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見、要望といたしまして、葬斎場については、本年度より砂川地区衛生組合へ加入し、吉野斎苑の共同利用をはじめ、6月末までに22件の利用があったことが報告された。

墓地管理においては、放置されている墓もあるように見受けられるが、使用者の追跡を行うなど、他市町の事例等も研究し、美観を損なわぬよう管理の充実を図られたい。また、他市町では合同墓を設置するところが増えているが、当町においても将来的に検討を進めていただきたい。

公衆浴場では、地域住民の保健衛生上大きな役割を果たしており、地域住民の交流の場ともなっている。引き続き経営の安定化支援に努めていただくとともに、補助金等の申請受理時には、利用者数等を確認し、精査していただきたい。公害関係では、近年苦情申立はないものの、今後とも快適な生活環境を守るため、巡視等に心がけていただきたい。

委員会開催日、8月3日、調査事項、調査第3号「公民館・図書館の管理運営について」、説明員、調査内容については記載のとおりです。

意見、要望といたしまして、公民館、図書館ともに新型コロナウイルスの感染拡大による休館、利用制限により、利用者数が減少していることが報告されたが、このような中、トイレの改修や換気設備の新設を行い、公民館講座、図書館事業等を工夫して事業推進を図っていることは評価するものである。公民館、図書館ともに建設から40年を経過しており、今後計画される大規模改修にあっては、公設塾が公民館で運営されていることもあり、子供たちの学習環境を整える上でも、空調設備等を検討していただきたい。

また、子供たちに読書を推進する上で、子育てをしている親に対しても読書の楽しさを伝えるような取組も検討いただきたい。

委員会開催日、8月24日、調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収状況と財政状況について」、説明員、調査内容については記載の通りです。

意見、要望といたしまして、地方税目の賦課状況については、個人町民税で、給与所得者や年金等の所得者の所得割の減少などにより課税額が減少したこと、法人町民税では、主に製造業の法人割が減少したことにより、課税額が減となったことなどが報告された。税の徴収において収入未済額が減少し、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価するとともに、本年度から取り組んでいるコンビニ収納、スマホ収納が徴収率の向上につながることを期待する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、町税等の自主財源の増加が見込めない中、町立病院の経営健全化など課題も多くあり、経常収支比率が高い水準にあることから、歳入の確保と歳出の削減に努め、基金の確保にも十分留意され、健全財政の堅持に努力願いたい。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時08分)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、6月22日、7月12日、7月21日、7月30日の委員会では、議会だより24号の編集・校正を行い、8月15日には議会だより24号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納検査報告

(10時09分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時09分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。令和3年第2回定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係ですが、新型コロナウイルス感染症の関係についてご報告申し上げます。

北海道では7月に入り、感染力の極めて強いデルタ株による感染が相次ぎ、8月27日から9月12日までを期間とする3回目の緊急事態措置が発令されました。これを受け、北海道は、札幌市石狩振興局管内の市町村、小樽市、旭川市を特定措置区域、その他の市町村を一般措置区域として指定し、不要不急の外出や移動の自粛、特に20時以降の外出自粛など、必要な要請・協力について働きかけがなされております。

当町としては、町内公共施設における感染対策の徹底に加え、利用制限をかけるなど、対策を図りながら開館してきましたが、今回の北海道の要請内容を踏まえて、9月12日まで公共施設を休館としたところであります。

また、町内においても、感染者、濃厚接触者が確認されている状況にあることから、いま一度感染対策の徹底等について、区長回覧やホームページ、LINEなどで町民周

知を行うとともに、職員に対しても注意喚起を行ったところであります。

ワクチン接種についてですが、7月に入り供給が遅れる旨の報道があり、当町においても一部影響はあったものの、総じて順調に進んでおり、8月末現在の1回目の接種率は、65歳以上で90.6%、全体では82.0%となっており、今後の予約状況や町外での接種者の状況を踏まえると、最終的には全体で85%を超えるものと見込んでおります。

なお、町内におけるワクチン接種については、個別接種、集団接種ともに予約を終了しておりますが、町立国保病院においては、9月15日以降の毎週水曜日に個別接種を実施し、町民のワクチン接種率の向上に努めてまいりたいと考えています。

町民の皆様には、公共施設の休館や外出自粛など、再三にわたるご協力をいただいておりますが、引き続きマスクの着用、手洗いの励行、密を避けるなど、感染防止対策を徹底し、町内における感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

加えて、既にご承知のこととは思いますが、新型コロナウイルス感染症は、ワクチンを接種した方も含めて、誰が感染してもおかしくない状況にあります。いま一度感染防止の基本に立ち返り、感染リスクを回避するために慎重な行動を取っていただきますよう、重ねてお願いいたします。

次に、企画財政課関係では、7月8日、空知地方総合開発期成会札幌要望及び中央要望を行っております。本年度についても、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、書面要望となりましたが、北海道知事をはじめ、地元選出の道議会議員、国会議員、関係省庁等に対し、令和4年度予算編成に向けて、地方自治体に対する財政支援の充実、医療・健康施策の充実、さらには力強い食料生産地域の確立など、空知地方の広域的・管内的課題について強く要望を行ったところであります。

最後に、報告書に記載はありますが、水稻の作況状況についてご報告を申し上げます。

令和3年産の水稻は、1,097ヘクタールで作付され、品種別には、ゆめぴりかが45%、ななつぼしが32%、きらら397が20%の作付割合となっております。

天候については、6月以降気温が高く推移し、特に7月中旬から8月上旬にかけてはかつてないほどの高温少雨となり、登熟も平年より1週間ほど早く、不稔、病害虫の影響も少ない状況であり、北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作柄概況において、北海道はやや良となっております。

町内では、昨年より1週間ほど早い8月27日に稲刈りが始まり、ライスターミナルでの受入れも昨日から始まったところであります。

一方で、コロナ禍の影響により、令和3年度主食用米の概算金が2年連続の引下げとなり、農家所得への影響を懸念しておりますが、品質については非常によいというふうにお聞きをしているところであります。

今後とも好天に恵まれ、収穫作業が順調に進むことと、道内有数の米の主産地として、一層の奈井江産米のブランド確立につながることを心から期待をしておるところであります。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

●議長
教育長

(教育長 登壇)

●教育長

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまです。

それでは、私のほうから、第2回定例会以降の主な教育行政について報告をいたします。

7月6日、公設塾ななかまの特別授業として、文部科学省がGIGAスクール推進の一環として実施をする全国の学校等と現地をオンラインでつないで実施をする2つの授業に参加をしております。1点目が、7月6日の宇宙航空研究開発機構JAXAと、国際宇宙ステーションISSとななかまなどをつないで、2点目が、次ページの下段になりますが、8月27日から9月15日までの予定で、こちらはリアルタイムでの参加はできませんでしたが、ユーチューブを活用して、南極昭和基地に滞在する南極地域観測隊が実際に行っている実験や活動についての特別授業を行っております。

前ページにお戻りください。

7月15日、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議を開催をし、3名の委員の方から、昨年度に実施した事務事業に対する評価等を頂き、報告書にまとめております。

各委員からは、昨年度に行った事務事業に対する高い評価を頂くとともに、次年度以降の期待、要望についても多数頂いたところであります。

7月21日から8月16日ではありますが、小学校、中学校で夏季休業に入っております。例年、夏休みの冒頭3日間は、子供たちの早寝早起き、生活習慣の維持などを目的に、子供朝活授業を実施をしておりますが、今年度については公設塾ななかまと連携をし、例年の3倍に当たる9日間、1日平均80名の子供たちが参加する早朝からの勉強や理科の実験、モルックなど、町内外の学生ボランティアさん約20名の支援を得て実施をしてきたところであります。

また、この間、8月4日に「本と遊ぼうブックフェスティバル」、次ページになりますが、7日に、ななかまの講師によるリサイタル兼、子供たちがコンチェルトホールのステージに上がり、実際にベーゼンドルファーに触れ、弾いてみるというイベントを行ったところであります。

8月21日、昨年度末より開催をしてきた教育ビジョン検討委員会が、8回にわたる議論を終え、31日の教育委員会で答申を頂いたところであります。多岐にわたる数多くの意見が提言されましたので、これらを参考に、9月、10月の間、複数回にわたる

教育委員会を開催をし、精力的にビジョンの策定に取り組んでまいります。

最後に、記載はございませんが、2点について報告を申し上げます。

1点目が、総合文化祭の関係であります。

8月26日、奈井江町文化連盟が母体となって運営をする総合文化祭の実行委員会が開催され、新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、今年度の総合文化祭を中止するとの報告を受けたところであります。

一方で、児童生徒育成の観点から、公民館のロビーを活用した作品展を行ってはとの提言があり、文化の日以降、一、二か月にわたる小規模ですけれども、周期的な展示会を教育委員会で計画をしております。

2点目が、全国学力・学習状況調査であります。

2年ぶりに行われましたこの調査の結果が、8月31日、文部科学省より公表をされております。

今回は、小中ともに文章による問題、文章による解答が多く見受けられ、難易度の高さを感じる中、国語、算数、数学の平均正答率が、小中ともに全道・全国の平均値を下回る結果とはなりましたが、他方、前回との比較では、小学校の国語、中学校の2教科で、全道・全国の平均値との乖離が縮小する喜ばしい結果も出たところであります。

これらの数値等については、学校だよりや広報ないえを通じて周知するとともに、引き続き分析・検証を行い、確かな学力の定着に向けた取組を学校とともに行ってまいります。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時21分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順とし、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 3番竹森議員の質問・答弁)

(10時22分)

●議長

3番竹森議員。

(3番 登壇)

● 3番

改めまして、おはようございます。

今回、町長に奈井江町における鳥獣被害と対策について質問いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

鳥獣による被害は、全国的に問題となっています。北海道内においても、今年札幌市や旭川市の市街地にまでヒグマが出現して、大騒ぎとなりました。

北海道新聞の報道によりますと、北海道がまとめた2019年度の野生鳥獣による道内農林水産業の被害額は、前年度比4%減の47億円で、3年ぶりに減少したそうです。これは、8割を占めるエゾシカの被害が、対策を強化した道東地方で減ったためです。

しかし、当町を含めた道央と道南では、エゾシカの頭数が増えているのが現状で、被害は増加しています。

主な鳥獣別の被害額は、エゾシカが38億円、カラス3億2,000万円、ヒグマ2億2,000万円、キツネとアライグマが1億2,000万円となっています。

別の報道によりますと、この被害額の調査には農家や漁業の漁師の諦めもあり、全ての被害額が反映されていない、被害額はもっと多いという調査もあるそうです。

これに、一般の家庭菜園の被害なども加えると、被害額はもっと多いことが予想されます。

奈井江町においても、野生鳥獣による被害があり、防護柵の設置や箱わななどでの駆除も現在行われているところです。鳥獣被害の軽減には、もっと踏み込んだ対策が必要ではないかと思っています。

それで、次の3点について質問したいと思います。

1番目として、奈井江町での鳥獣被害の把握状況はどうなっているのか、過去からの被害の増減の経緯や捕獲数の推移などについても伺いたい。

2つ目として、鳥獣被害の対策についても一部の市や町で行っている捕獲用の箱わなの無償貸出し枠を増やしたり、アライグマなどの捕獲に対しての経費助成制度などを取り入れているところもあります。当町でも検討はできないものか。

3番目に、鳥獣は自治体の枠を越えて広範囲に移動します。現状では、ただ近隣市町村での情報交換や対策などをやって、その範囲を出ていません。もっと動物は広範囲に移動するので、北海道などの広域な対策をする必要があるのではないかと、そう思います。

それで、振興局を通じてもっと対策を強化する必要があるのではないかと、見解を伺いたいと思います。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

● 議長

(10時26分)

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員の奈井江町における鳥獣被害の対策ということであります。

ご指摘のとおりであります。近年、鹿、アライグマなど、野生鳥獣による農作物への被害が全国で深刻化しており、営農意欲の減退など、数字に表れる以上に様々な影響を及ぼしております。

昨年度、当町においては鹿を112頭、アライグマを70頭捕獲いたしましたが、北海道が公表した令和元年度における空知管内の被害額は1億7,100万円であり、そのうち、鹿による被害が1億1,900万円、アライグマによる被害が2,550万円となっているところであります。

1点目の本町における被害の把握状況についてということですが、鹿による被害状況については、農業者からの情報により担当課が現地で確認しておりますが、全ての被害や個体数を把握するまでには至っておりません。

正確な個体数の把握は困難ですが、令和元年度より石狩川沿いにおける個体数の概数を把握するためのライトセンサス調査、これを年に4回実施していて、調査の結果、流域全体で40頭以上が生息しているものと推測しています。

また、アライグマについては、市街地においても出没や被害が確認されておりますが、農村地域を含め、被害状況の把握を行っていないところであります。

今後については、鹿の個体数の概数と併せて、被害圃場の特定や被害面積など、被害状況の把握方法について検討を行ってまいりたいというふうには考えております。

2点目の捕獲に対する経費助成制度の充実ということですが、捕獲に対する経費助成については、捕獲意欲の向上や狩猟従事者の担い手確保などが、狩猟体制の強化につながるものと考えておりますけれども、助成制度のあり方については、今後における被害状況や捕獲体制、財政負担などと併せて検討する必要があると考えております。

本町においては、町独自による鹿の捕獲活動に対する支援として、令和元年度より年間予算20万円の範囲内ではありますけれども、1頭当たり約2,000円を交付しております。

鳥獣による被害防止に向けては、地域一体となった捕獲体制の構築が必要と認識しており、農業者や関係機関が課題等を共有し、被害の現状や対策への費用対効果も踏まえた議論が必要と考えております。

改めて、当町における経費助成の在り方とともに、今後における捕獲体制について、当町における被害状況や先進的な自治体の取組などを踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の鳥獣対策の広域による取組についてですが、野生鳥獣はご指摘のとおり、周辺の市町村一帯に広がって生息していることから、本町における対策だけでは、被害を十分に防止することは困難であり、広域による取組は、効果的な対策を進める上で大変重要なものと考えております。

当町におきましては、平成23年に砂川市や農協、猟友会などの関係団体で構成する

砂川・奈井江広域有害鳥獣対策協議会を設立し、捕獲や研修などの活動を実施しております。

空知管内においては、空知総合振興局が中心となり、自治体や関係機関・団体が連携し、被害防止に向けた情報や認識の共有など、総合的な対策を推進するための連絡協議会を設置しており、昨年12月には、新たにアライグマ対策広域連携部会、これが設置され、捕獲対策強化などの取組を始めたところであります。

また、本年6月には「鳥獣被害防止特別措置法」が改正され、複数の市町村にまたがる広域的な捕獲等の措置について、市町村の要請に応じて都道府県が行うことが可能となるなど、被害防止への対策が強化されたところであります。

今後につきましても、道に対し必要な情報提供や市町村間の連携など、対策に必要な措置について要望していくとともに、引き続き道や近隣市町、関係機関などと連携して効果的な対策に取り組むことによって、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時32分)

竹森議員。

●3番

大変よく分かりました。まず、1番目の鳥獣被害の把握状況ということで、私も農業をやっていて、石狩川の鹿は何か増えているという感じがあり、私も2年前に質問いたしまして、石狩川の鹿については、増えているなという実感で、現在大体40頭以上いるということで、納得ということですが、それを含めまして、以前は山側の被害が、鹿、熊等の被害が多かったのですけれども、先ほど冒頭で言ったように、旭川とか札幌市の例もあるように、この頃河川や排水などを伝わって熊や鹿が移動するということで、その対策は何がいいのかということで、専門家の話をお聞きすると、やはり見通しをよくすることが第一ではないか。

奈井江町に限ったことではないですけれども、見るとやはり人がいないところについては、もう草ぼうぼうで雑木が生えてくる。

雑木も一、二年だと大したことはないですけれども、だんだん木が太くなって、もう手に終えなくなるということなので、これについてもずっと広域化のことにも関わるのですけれども、今回6月に法律改正もあったということで、道がやれば何か対策できるという話もありましたけれども、それを利用したりして雑草地を定期的に、一遍には多分無理なので、石狩川でも年に1回しか草刈り等はないんですけれども、やはり6月ぐらいから本当ですと草を刈って見晴らしをよくすると、動物もやはり警戒するし、人間、こちら側としても見やすいということも、そういう対策もいろいろ必要なのではないかなっていうことを、まずお願いしたいことと、鳥獣被害の対策で今奈井江町でも行っている助成として、鹿に対する補助と、あと箱わなの貸出し等も行っているわけです。

ので、そこでやはりアライグマと限定しますけれども、やはりアライグマも賢い。

人間が対策すれば、その上をいくっていう感じなので、やはり先ほど町長もちょっと触れられましたけれども、報償制度というのはあまりよくはないですけれども、地域で被害状況を共有しながら、やはりそういう対策、——金銭的といったらちょっとあれですけれども、そういう効果があるのではないかなってということでちょっと調べたら、今年の4月27日に深川市は奈井江町と比べると面積も広いし、山林も多く抱えているということで深川市で、アライグマの協議会を立ち上げたいです。

深川市は大きいので、協議会を立ち上げて調べたら、2020年度の捕獲数が過去最高の468匹、19年度に比べ209匹増えた。18年度、2年前に遡ると、捕獲が5倍まで増えたということなのです。

協議会を発足させるとともに、箱わな等の貸出しは、主に農業者等に限定されているのですけれども、無償貸出し枠を一般市民にも防除従事者登録ということで登録してもらって、一般市民にも家庭菜園用だと思えますけれども、貸し出しして、今までの箱わなの量よりも増やした。

増やして、先ほど私が言ったように、捕獲者への経費助成という名目で、1匹これはアライグマに対してですけど、1匹当たり3,000円で、補助制度があるようで、国費が1,000円、市が2,000円の負担で始めたということで、かなり効果が期待できるのではないかな。

そういうことも、なかなか奈井江町の助成は財政状況も厳しいですけれども、そういうことも少しずつ取り入れてもらってやっていかないと、どんどん農村だけに限らず、キツネやアライグマ等は市街地でも出るという話もよく聞きますので、やはり少しずつ対策していってもらわないと、被害が大きくなってから大慌てするということのないようにできないものかなと思っております。

それと、最後の対策です、広域化にする対策につきましては、町長おっしゃられたとおり、やっていただくんですけれども、やはり今説明があった、今年6月にその法律が改正されて、道が主体的に何かできるような形でってお聞きしたのですけれども、それをもっとやっぱり市町村ではちょっと限界があるので、道にもっと対策を強化してもらいたい。

例えば、鹿とか熊の対策ですと奈井江町、ほかの町村もやっていますけれども、電気柵だけではなくて、道東へ行ったらよく見かけるように、本格的な柵をつくっている、そういうこともどんどんやって道東は被害額が減っていているので、やはり人と野生動物の生活圈を分けるというか、そういう対策もやはり最後、むやみに殺傷するというのは、やはりこの時代よくないことなので、やっぱり動物は関係なく出てくるので、やはり仕切りをつけてやるには、財政的な負担が大きいので、道にイニシアチブ取ってもらって、もっとやっていただきたいという気がしますけれども、その点について町長の見解を伺いたいと思います。

●議長

(10時39分)

町長。

●町長

理解としては、竹森議員がおっしゃっているとおりだと思います。それに関わるというふうに、それぞれの機関でということと、まさにこれ即効性のある対策というのは、なかなか難しいことなのかなというふうに思っていますが、空知管内のうちの自治体で、今ほど深川の事例も披瀝頂きましたけれども、協議会を設立して、捕獲用の箱わなを住民に貸し出して、また、捕獲者に対する奨励金を国の補助金に上乘せして交付するなどの取組をしているということについても、これは当然承知をしています。

野生鳥獣に対する被害については、自治体によって被害の規模、捕獲従事者の確保、捕獲後の処理体制など、それぞれ抱える課題が異なっておりまして、当町においては、アライグマの捕獲数が増加傾向にあり、農業被害や家庭菜園への被害が発生していることから、捕獲体制の強化についての必要性も十分に認識をしております。

一方で、捕獲体制を強化するに向けては、捕獲従事者の確保に加えて捕獲数の増加による殺処分等の費用負担、あるいは職員の業務負担の増加ということが非常に課題となっておりまして、捕獲体制の整備に向けたこれらのことを、どう整備していくかということだと思います。

被害の対策強化に向けては、地域一体となった取組が必要であります。そのためには農業者の皆さんをはじめ、地域の皆さんの理解と協力が不可欠であって、捕獲作業の効率化や省力化、担い手の確保、取組に対する費用対効果など、様々な点からの検討が必要なかなというふうに思っています。

こうした検討と併せて、いま一度できることをまず探してみたいというふうに思っています。議員からのご指摘にあるその河川敷等々の伐採とか、そういうことだと思うのですが、これについても河川の氾濫被害とかってということも、観点も含めて、それぞれ道河川、国河川のほうにも要請もしていますし、これらの現実の話、いろいろな形で取り組んでいただいているのも実態であります。

ただ、これらについても、相当のコストがかかるということで、国、道もなかなか隅々まで届かないのかなというふうに思っていますし、私もここに資料があるんですけども、公募型樹木等採取使用への参加者を募集します。要は、河川敷等でのこの雑木だとかを利用する形で、使う方を募集する。

昔、我々であれば、我々というか農業者であれば、川の柳切って暗渠に使ったり、いろんなことができたのですが、今はそういうことがなくなってきているということも原因でありましょうし、奈井江山の鹿が奈井江川や、豊沼奈井江川通って石狩川に行くのではないんだと思うのです。

それだけではないと思うのです。要は、もうおっしゃったとおり、いろんなところから来ているわけで、私自身も、石狩川の堤防、奈井江川の堤防、堤防の一番上のところが舗装されたことによって、私も時々歩いたり、自転車に乗って見ますけれども、物すごくたくさん雨の降った後は、鹿の足跡が残っています。

私も確認をさせていただいて、現状については認識しているつもりですし、私自身も奈井江川周辺で高島ですけれども、鹿を確認しておりますし、現状については理解をしているつもりであります。

そして、アライグマの数ですが、深川市で468頭ということでありましたけれども、奈井江町でアライグマは70頭ですから、これは決して比率的には少ない数字ではありませんし、過去平成28年、22頭だったのが70頭まで増えていると、これはいいことなのか、悪いことなのか、ちょっと比較にはなりません。

そして、もう一つ申し上げますと、農業者の皆さんがいろいろ協力して捕獲していただくということに尽きるのですが、その箱わなの扱える免許ということを持っていらっしゃる方も、残念ながら過去において働きかけをしましたけれども、今現在また少なくなっていくって、この殺処分にあたって70頭を私ども職員がやっているわけですので、そういう先ほど来冒頭で申し上げる、壇上でも申し上げましたけど、いろんな課題があります。

金だけで解決するというだけでもまたないと思いますし、そんなことも含めて、何よりも農業者の皆さん、そして町民の皆さんにも理解頂きながら、課題を一つ一つできることを探っていくことしかないと思っていますので、その点もぜひ現状をご理解頂いて、ご協力を頂きたいと思います。

答弁に代えさせていただきます。

●議長

(10時44分)

竹森議員。

●3番

大変理解できます。ただ、やはりこういうことは、町長おっしゃるとおり、徐々に徐々に、ちょっとずつ始めていくことが大事だと思いますけれども、今回、今年の旭川とか、札幌の市街地の状況を見ると、河川敷とか、農家自体の問題もありますけれども、雑草地をなくすというか、やはり常に見晴らしをよくすること、私たち農業者も努めて、本当に高齢化になったり、人が少なくて、草刈ったりしない人がいますけれども、せめてみんな地域でも刈って見晴らしをよくしながら、動物が寄りつかないようにする。

それと、捕獲だとか、人間と動物の境目をしっかりつくってあげることが必要なので、質問ではないですが、要望として、町長には先ほど答弁頂いたように、少しでもいいから進めていただきたいのと、大きくならないうちにちょっとずつお願いしたいと思います。

これで、質問終わらせていただきます。

●議長

(10時45分)

町長。

●町長

すみません。さっきの再質問のときに一遍答弁を忘れたというか、北海道に対する対策の強化の申入れということについては、これは当然のことながら、しっかりやっていきたいと思っていますし、北海道についても十分認識をされていると思います。

道東と、この道央圏との環境の違いとか、いろいろなものがあると思いますし、とにかくそういう課題一つ一つ小さなところから、潰していくことだと思っていますので、その気持ちで取り組みたいと思います。

●議長

以上で、竹森議員の一般質問を終わります。

(2. 2番大関議員の質問・答弁)

(10時46分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

2番大関議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。

私からは大綱2点の質問をいたします。

1点目は、墓地の現状と課題についてということで、町長に伺いたいと思います。

一般的に墓地の種類は、寺院の敷地内にある寺院墓地や公益法人や宗教法人が管理、運営する民営墓地。奈井江町のように多くの自治体が管理する公営墓地と様々あります。

形態による分類だと芝生墓地や公園墓地、近年増加傾向のガーデニング墓地。本当に最近では、ネット墓地、これはパソコンや携帯電話の画面に向かってお参りできるサービスなどがあり、様々な意見があります。

奈井江町のような公営墓地のお墓は、家族以外は管理してくれません。当然長期間訪れなければ、荒地となり無縁墓と呼ばれる状態になります。特に過疎地は墓の管理者がいなくなり、無縁墓が増える傾向にあると言われております。

また、少子高齢化が進み、従来のように将来的に継承していくことが困難になる家族が増えてきております。当町でも使用者の変更が進んでいないようであります。

このようなことから、近年近隣の市町村でも導入を始めている合同墓があります。合同墓とは複数の方が合同で使用するお墓のことで、血縁のない人たちが共有するお墓のことです。

当町でも検討するべきなのかどうか、奈井江町の墓地の現状と課題について伺います。

●議長

(10時48分)

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員からの墓地の現状と課題についての捉え方を求められたところですが、先ほどの所管事務調査の中でも、いろいろ調査研究いただいて、またご意見も賜りました。重なるところがあるかと思えますけれども、ご容赦いただきたいと思えます。

先ず、墓地の管理についてということで、町営墓地については、今ほど議員ご指摘のとおりであります。法の定めによるもののほか、奈井江町墓地条例及びこの条例の施行規則に基づいて運営をしており、使用許可という形で墓地を貸し付けしております。

許可を受けられた方を使用権者として、この使用権者の変更の場合、必要な届出を受けることになっております。がしかし、現状では、使用許可から年月をへて代替わりが進む中で、手続が行われず、手入れのされていないお墓も増えてきております。

また、最近、お墓の改葬、いわゆる墓じまいに関する相談を受けた中で、使用権者の変更されていないことが分かって、手続を進めていただいた事案もございました。

こうした状況に対応するため、今後においても適宜、墓地の現状確認を進めながら、関係する帳簿との照合や、記載された情報の精査を行って、これらの情報を基にして、使用権者とのつながりを探すべく、可能な範囲で適切な管理を行う必要があると考えております。

また、使用権の変更など、お墓に関わる必要な手続を、判りやすくまとめて広報やホームページに掲載したり、墓地に提示するなどして、定期的に住民への周知を図ってまいりたいと考えています。

さらに合同墓の設置ということですが、将来、子供たちに迷惑をかけたくないというようなことで、また自らが入るお墓を建てないという方も増えて、合同墓や樹木葬など、管理が不要なお墓の需要が増えてきております。

昨今、近隣の状況を見渡しますと、深川市、滝川市でも設置されたり、計画が進められていると聞いております。

砂川市でも、お墓の継承や建立が困難である方のため、市営の合同墓が整備されています。

一方で奈井江町では、今年度から、砂川市の葬斎場の共同利用を始めましたけれども、これにより、今までの葬斎場の取壊しも新たな課題となっております。公共施設の計画的な除却を順次進める中で、葬斎場の取壊しに含めて、奈井江町における合同墓の必要性について、住民ニーズも含めて在り方を検討していただきたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

(10時51分)

大関議員。

●2番

分りました。

なかなか墓地の管理といっても、皆さんがそんなに、そんなに墓地に行くわけでもありませんし、多い方で春と秋のお彼岸とお盆参りぐらいしか多分行かないので、年3回ぐらいしか利用しないと思いますけれども、先ほど言ったとおり、いろんな手続きがありまして、これの変更が進んでないと、後々困るということでもあります。

お墓の使用許可証の裏面に注意事項がいっぱい書いてありますけど、多くの町民が多分これ読んでないし、分かってないと思います。

例えば、次の場合には本証を持参して町長に届出をしなければならない。使用者が死亡したとき。または、使用権を家族に継承するときとか、結構いっぱいあるのです。

次の場合には、使用許可を取り消されますの場合に、使用権者が所在不明になってから10年を経過したとき等いろいろあります。

先ほど、町長が言われたとおり、墓地に関してのルールを知らない人がたくさんいると思われまので、町長は周知はすると言っていましたけれども、この辺についても、いろいろと町民に周知していただきたいと思いますが、それこそ町民とか、財政的にそんなにお墓にお金を投することもできないと思われまので、PRぐらいですと、お金かけずにできると思いますので、今後いろんな場面でPRしてほしいと思いますが、この件について、町長の見解を伺います。

●議長

(10時54分)

町長。

●町長

今、再質問という形、再質問といいますが、ご意見ですが、奈井江町内に居住をしていらっしゃる使用権者、私を含めて、お墓は、古い考えですけど、家として、昔でいう家父長制みたいなものの中で引き継がれて管理してきていると思いますが、その認識が昨今非常に変わってきているということと、町内に住んでいらっしゃる方については、恐らくほとんどの方が意識して管理をいただいていると思っています。

こういうことも含めて、町外に移られて、そして奈井江町に親戚縁者がいなくなった方で、名義的にお墓を、使用者を持っていらっしゃる方に対して、どうやって周知していくかということが一番難しい課題ですけれども、そこらを先ほど、冒頭も説明をさせていただきました。何とか、帳簿と寄り合わせながら、少しでも周知していつて掘り起こしていくことが、必要なのかなと思っています。

昔の意識と違って、今はお金を払ってお墓を管理してもらおうという仕組みになっていますけれども、まさに市町村が管理する奈井江町のようなものについては、昔ながらのものを踏襲しているのです、そこがなかなかできていない。それが今のような形に改めることがいいのかどうかの議論もまたあると思いますし、いずれにしても、非常に課題としては、すごくいい課題ですけれども、対応するとなると非常に大きな課題が幾つかあるということなんです。

繰り返します。やれることとしたら、まずそういうような掘り起こしの中で、一つ一つ周知をして、やっていくことから始めたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

●議長

(10時56分)

大関議員。

●2番

町長と認識が一緒なので、それこそ亡くなった後の家としての認識ってということがありますけど、いろいろネットで検索すると、都会の認識なんだろうけど、最近だと老人もなかなか仲間がいなくなって、仲間というか、家族がいなくなって、老人ホームで仲良しになった人と一緒にお墓に入りたいとか、お墓を持たないで、散骨して終わりとか、そういう大分時代が変わってきていますので、そんなところもいろいろな方と議論しながら、お墓問題についても、今後進めていただきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の質問はこれにて終了いたします。

2点目は教育委員会の移転について教育長に伺いたいと思います。

少し前には、新庁舎に入らない理由をお聞きしましたが、今回所管事務調査で公民館全体を調査させていただきました。

朝活や公設塾の利用で非常に暑い中ではありましたが、大盛況のようでありました。特に窓のない中央の部屋は暑かったです。しかし、今年の猛暑は特別かもしれませんがエアコンの必要性を感じたところであります。

公民館も外観からはあまり分からないかもしれませんが、築40年ということですので、老朽化が進んでいるかと思っています。

新庁舎への引っ越しは令和6年の5月の予定。教育委員会の引っ越しは、それを外して令和5の秋と聞いており時間的に余裕があると思われます。移転に伴っての大規模改修の検討も始めてはと思います。

財政的に厳しいのは重々承知しておりますが、コロナ終息後の利用状況や使用頻度を検証しながら検討してはどうかと思います。

今回の試算している移転費用が、後に無駄だったということがないように検討していただきたいとも思います。教育長の見解を伺います。

●議長

(10時58分)

答弁を求めます。

教育長。

●教育長

先ほど、報告をいただきました所管事務調査、そして今ほども、教育委員会所管の環境整備に関わるご配慮といたしますか、ご意見を頂いたことに感謝しつつ、答弁をさせていただきたいと思っております。

昨年の第4回定例会で答弁をしたように、役場新庁舎の引っ越しの際、教育行政のスムーズな進行、住民サービス向上の観点から、現在、この庁舎に席のある私と教育支援系の執務場所を社会教育センター、いわゆる公民館であります。そちらに移動すること、また、役場新庁舎の引っ越しが、令和6年春という計画の中で、我々としても、円滑な引っ越し作業を行うため、その前段、雪のない、令和5年の秋を教育委員会の移動時期と予定しているのは、ご案内のとおりでございます。

さて、現状、センターでは、今年度、新たに発足をした公設塾ななかまで、2階会議室の多くを利用していること。

過去に教育委員会のスタッフや教育長が使っていた事務室については、各種団体、サークルが、日々の活動や総会等で、使い勝手のよい会議室として多くのご利用があることなどから、移転先は現在、文化振興係が使用している1階南側の事務室と、これに隣接をする幼児室を活用し、少なくとも局長以下教育委員会のスタッフをワンフロアのような形で配置をしたいと考えてございます。

現時点では、まだ詳細に執務室のレイアウトを作成したり、かかる経費の試算をしているわけではございませんが、財政的な背景として次年度から、いよいよ役場庁舎の建設が始まること、教育委員会としても、本年度と来年度にわたる体育館の大規模改修や文化ホールの設備改修といった高額な工事に取り組むなど、大型の財政出動が続きます。

まずは、新しい執務フロアの改修等々について検討を行い、教育行政、住民サービスに停滞が生じないよう準備を行ってまいります。

その上で、改めて施設の利用状況などを勘案し、老朽化する社会教育センターを維持していくための改修案や空調設備等について、無駄な経費とならないよう十分検討を行い、次期まちづくり計画に位置づけてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

●議長

(11時01分)

大関議員。

●2番

ありがとうございます。

基本的に公共施設っていうのは、快適であるというのが前提だと、私は思っています。

ので、さすがに子供たちも大盛況ではあったんですけども、扇風機も回っていましたが、非常に暑い環境の中で、本当に大盛況、先ほど説明あったとおり、1日80名の利用があったということで、子供たちも新型コロナで行動が自粛される中で、朝活とか、公設塾は、今年度については非常によかったかなと思います。

そんな中で、町としては、体育館の大規模改修であるとか、新庁舎の建設とか、文化ホールの改修であるとか、お金のかかる事業が今後続きますけれども、やはりいろんな利用者さんが快適に利用するためにも、大規模改修ができないのであれば、大規模点検ぐらいは、空調を中心に行ったほうがよろしいのではないかなと思いますけれども、この辺について、教育長の見解を伺いたいと思います。

●議長 (11時03分)
教育長。

●教育長
特に、我々として、今回は朝活事業の中で、特に懸念していたのは、熱中症対策にはある程度取り組んでいたのかなと思ってございますが、一つ向いに窓のない会議室があって、そのところをどうやって温度管理をしていくかということも、大きな課題であったのかなと思っております。

冒頭答弁したように、公民館全体をどうしていくかということも、大関議員言われたように、施設全体の点検をして、それからどうやって実行性を持たしていくかというような計画づくりにつなげてまいりたいと思ってございますので、もう少しお時間頂いて、それぞれ検討させていただきたいと考えてございますので、よろしく願います。

●議長 (11時03分)
大関議員。

●2番
分りました。

いろんな施設に対して悪いとこができたなら直していくという的な、何かそういう雰囲気というか、財政的に厳しいのじゃないのじゃないのじゃないけれども、長い目で、中長期的に見て、今回の教育委員会の移転についても、もし改修して後戻りしないような検討十分していただいて、進めていただきたいと思います。

私の2点目の質問はこれで終了したいと思います。

●議長
以上で、大関議員の一般質問を終わります。
以上で、町政一般質問を終わります。
それでは、この時計で15分まで休憩といたします。

(休憩)

(1 1 時 0 4 分)

日程第 6 報告第 1 号の上程・説明・質疑

(1 1 時 1 5 分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 6、報告第 1 号「補助団体監査結果報告」についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第 3 回定例会出席、お疲れさまです。

議案書の 1 ページをお開きください。

報告第 1 号「補助団体監査結果報告」について、地方自治法の規定により、令和 2 年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員により報告があったので、これを公表する。令和 3 年 9 月 7 日提出、奈井江町長。

本件に関しましては、詳細については別冊で配付をしてございますので、後ほどご参照頂きたいと存じますが、令和 2 年度に財政援助を行いました 5 2 事業のうち、少額補助金等を除く 3 8 の事業について監査が行われ、各事業とも町の補助を確実に収納し、目的に沿った執行がなされているとの報告があったところであります。

以上、ご報告申し上げます。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第 1 号を報告済みといたします。

日程第 7 報告第 2 号の上程・説明・質疑

(1 1 時 1 6 分)

●議長

日程第7、報告第2号「令和3年度に公表する健全化判断比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

報告第2号「令和3年度に公表する健全化判断比率について」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。令和3年9月7日提出、奈井江町長。

令和3年度に公表いたします健全化判断比率については、令和2年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないことから該当なしであります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については11.5%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については52.2%であり、いずれの比率につきましても、早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率について報告いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みといたします。

日程第8 報告第3号の上程・説明・質疑

(11時18分)

●議長

日程第8、報告第3号「令和3年度に公表する資金不足比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 3 ページをお開きください。

報告第 3 号「令和 3 年度に公表する資金不足比率について」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 3 年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。令和 3 年 9 月 7 日提出、奈井江町長。

令和 3 年度に公表いたします資金不足比率については、令和 2 年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、下水道事業会計では、資金不足は生じておりません。病院事業会計では、資金不足比率 3.3%となりましたが、早期健全化基準 20%を下回っております。

以上、資金不足比率につきまして報告いたします。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第 3 号を報告済みといたします。

日程第 9 報告第 4 号の上程・説明・質疑

(11時20分)

●議長

日程第 9、報告第 4 号「令和 3 年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 4 ページをお開きください。

報告第 4 号「令和 3 年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につい

て」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、次のとおり報告する。
令和3年9月7日提出、奈井江町長。

本件につきましては、教育委員会からの報告に基づき提出をしております。

内容につきましては、教育委員会事務局長より説明いたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

第3回定例会ご出席、大変お疲れさまでございます。別冊でお配りしております令和3年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告を行うものであります。

7月15日に開催いたしました外部評価会議において、各委員から頂いた意見を報告書にまとめております。点検及び評価の対象項目につきましては、令和2年度教育行政執行方針に示しました、施策の柱8項目に基づき実施いたしました事務事業からなっております。

3ページをお開きください。

1つ目の学校教育を充実しますでは、3ページから4ページにわたります5つの事業に対し、それぞれ評価を行い、外部評価委員から意見を頂き、6ページに記載をしております。

小学校において実施している35人学級編成の評価を受けるとともに、今年度より国が段階的に学級編成の標準を引き下げることに伴い、高校進学時の大人数に慣れておく一方で、小学校における町の学級編成の標準を30人や25人にするなど検討していただきたいということをはじめ、公設塾や英語検定料助成の継続、特別支援教育では、画一的な対応でなく、引き続き、関係機関との連携の下、保護者の声を聞き、一人一人に寄り添う細やかな対応を図ることについてご意見を頂いております。

2つ目の豊かな心と健やかな体の育成を推進しますでは、6ページから7ページにわたる5つの事業に対し、外部評価委員からの意見を8ページに記載しておりますが、学校給食における地元農産物を使った給食は、給食だよりなどを活用し、積極的に子供たちへのPRをはじめ、いじめ問題について、ほかの自治体でいじめに関する痛ましい事件があり、町内でそのような事件はないが、からかいなどの事案はあることから、引き続き発生時に速やかに解決していく対応をとのご意見を頂いております。

3つ目の快適な学習環境の整備を推進しますでは、2つの事業に対し、外部評価委員

からの意見を9ページに記載しております。

GIGAスクールの推進に対して教職員の研修の充実を図るとともに、児童生徒がIT機器とインターネットを適切に使いこなす能力を身につける指導を進めていくこと、また、家庭のインターネット環境によって学習に差が生じないように配慮していくことについてご意見を頂いております。

4つ目の多様な教育機会の支援を推進しますでは、4つの事業に対し、外部評価委員からの意見を11ページに記載をしております。

奈井江商業高校への支援は、保護者への経済的支援をやめ、生徒のスキルアップや学習環境の充実を図ることに変更していくべき、また、ドローンなどを使って高校と農業者が連携するなど、地域との関わりを持ってたらいよという意見、そして奈井江商業高校との中高連携の一つとして、高校の様子を直接伝える活動を行っており、今後もこの継続をとのご意見を頂いたところであります。

5つ目の子どもの健全な育成を推進しますでは、2つの事業に対しまして、外部評価委員の意見を12ページに記載しておりますが、コロナ禍の中で開催できない事業もあったが、諦めることなく工夫をしながら実施してほしいとのご意見を頂いております。

6つ目の生涯学習活動を推進しますでは、14ページにわたります5つの事業に対しまして、外部評価委員の意見を14ページ下段から15ページ上段にわたり記載をさせていただきます。

図書館事業では、ブックスタートなどの事業は、それぞれの年代で読書を働きかけることが可能となるので、選書の工夫を行いながら継続を、また、町の図書館にない本については、道立図書館などから取り寄せができるということを知らない人が多く、今以上のPRによる読書活動の推進についてご意見を頂き、公民館講座では、自宅で取り組める公民館講座について評価を受けるとともに、講座における映像配信、ホームページの活用によりPRにつながることから、若い人の感覚で講座内容の企画や実施するなど、発信する立場としての参加について検討をとのご意見を頂いたところであります。

15ページをご覧ください。

7つ目の楽しく参加できる生涯スポーツを推進しますでは、2つの事業に対し、少子化により中学校の部活動が他校との合同チームにより出場しており、スポーツや団体活動を通じた成長を期待する観点から、指導者確保を含めた環境づくりについてご意見を頂いたところであります。

8つ目の個性豊かな芸術文化を推進しますでは、コロナ禍であることから、可能な範囲で広く町民が芸術に触れる機会の創設を、また、感染予防対策のルールを守っていない入場者がいたことから、感染予防に関する理解の徹底を図ることについてご意見を頂いたところであります。

以上が、令和3年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告でございます。各項目における外部評価委員から頂いた意見を受け止め、今後の事業内容の充実改善に役立てながら、教育行政を推進してまいりたいと考えております。

以上、報告書の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば、発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みといたします。

日程第10 議案第1号の上程・説明・質疑

(11時27分)

●議長

日程第10、議案第1号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書5ページをお開きください。

議案第1号「令和3年度一般会計補正予算(第5号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億474万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ49億8,147万9,000円としております。

第2条、地方債の補正では、歳入における町債の変更により、8ページ第2表のとおり、役場庁舎整備事業債で20万円、役場庁舎複合施設整備事業債で10万円をそれぞれ追加し、限度額の補正を行っております。

令和3年9月7日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、14ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のうち、文化ホールWi—Fi整備費用128万5,000円について、文化芸術振興費補助金の交付決定により財源振替を行っております。

4目の財産管理費庁舎整備等に要する経費では、庁舎建設に伴う建築確認手数料、附属棟などの実施設計業務委託料合わせて299万7,000円を追加計上、下段10目の地域振興資金では、ご寄付による積立金で323万円を追加計上。15ページ、2項

2目の賦課徴収費では、町民税等の過誤納還付金の見込み300万円を追加計上、中段の3款1項1目の社会福祉総務費から17ページ、2項4目の認定こども園費にわたりますが、障がい者支援に要する経費で784万円。16ページの学童保育事業に要する経費で9万5,000円、障がい児通所支援に要する経費で49万5,000円、子育て支援事業に要する経費で9万5,000円、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費で3万6,000円。17ページ、子育て支援センターに要する経費で5万7,000円、認定こども園の管理運営に要する経費の償還金で2,000円、それぞれ令和2年度分の精算による交付金の償還金を追加計上しております。また、認定こども園のエアコン架台、厨房の食器保管庫の修繕料9万9,000円を追加計上しております。

18ページにわたる6款1項3目の農業振興費では、農業振興に要する経費で、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業として、雪害による農業用ハウスの更新1件に対する補助金145万5,000円を追加計上、5目の農地費では、道営土地改良事業に要する経費で中心経営体農地集積促進事業の茶志内東1地区、茶志内東2地区の事業費変更、高島東地区の調査設計費の減により補助金204万5,000円を追加計上しております。

中段、8款2項1目の道路維持費では、除排雪に要する経費で現雪捨て場の南側に隣接する町有地に民間車両等を対象とした雪捨て場を増設するため、立木の伐採、処分、整地等に係る業務委託料519万5,000円を追加計上、下段、3項2目の水防費では、防災備蓄品160万円について、地域づくり総合交付金の交付決定による財源振替を行っております。

19ページ、10款3項1目の学校管理費では、中学校の中庭に設置しておりますプロパン庫屋根の修繕料30万6,000円を追加計上、5項5目の文化ホール費では、文化ホール管理運営に要する経費でエアコンの修繕料52万8,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

10款地方特例交付金では、金額の確定により65万2,000円を減額計上、11款地方交付税では、普通交付税の確定により1億2,886万1,000円を追加計上、15款2項5目の教育費国庫補助金では、文化ホールWi-Fi整備に対する文化芸術振興費補助金の交付決定により128万5,000円を計上、16款2項1目の総務費道補助金では、防災備蓄品整備に対する地域づくり総合交付金の交付決定により160万円を追加計上。12ページをお開きください。4目の農林水産業費道補助金では、中心経営体農地集積促進事業補助金113万5,000円、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金48万円、強い農業づくり事業補助金145万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

18款の寄附金では、神りつ子様、鈴木悦子様、匿名希望の方1名からのご寄付により323万円を追加計上、19款1項4目の役場庁舎整備基金繰入金では、建築確認申

請実施設計費の増に伴い269万7,000円を追加計上。13ページにわたります、21款4項1目の民生費受託事業収入では、こども園の広域入所に係る児童福祉費受託事業収入2名分を見込み、135万3,000円を追加計上しております。

22款1項1目の過疎債では、役場庁舎複合施設整備事業で10万円、2目公共施設等適正管理推進事業債で20万円をそれぞれ事業精査により追加計上、4目臨時財政対策債では、金額の確定により2,528万1,000円を減額計上しております。

以上における歳入歳出の差8,898万8,000円については、12ページの財政調整基金繰入金金を1,172万1,000円減額計上。また、歳出の14ページ、財政調整基金積立金で7,726万7,000円を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、篠田議員。

●1番

歳出のほうで何点かお聞きしたいと思います。

まず、15ページ、民生費の社会福祉総務費、障がい者支援に要する経費、2年度の精算分での償還だということですが、金額が784万と大きいものですから、この辺の概要を教えてくださいたいと思います。

それと19ページ、文化ホール費の関係ですが、修繕費でエアコンを修繕されたということですが、この内容について説明をしてくださいたいと思います。

●議長

教育委員会事務局長。

●教育委員会事務局長

篠田議員のご質問にお答えしたいと思います。文化ホールの管理運営に要する修繕費ということで、文化ホール施設の交流談話室、練習室、控室を一つの系統としているエアコンの設備の使用している基盤が故障し、交換などの対応したところがございます。これらの内容に伴いまして、今回52万8,000円の修繕費を計上させていただいたところがございます。

ただ、現状といたしまして、その後にも新たに設備の問題がありまして、ガス漏れが発生しているというような状況があり、現状は使用がなかなかできていないという状況でございます。こうしたことから同年代にはまたコンチェルトホール等の設備というものも設置されておりまして、現在、異常をきたさないで稼働している状況であります。各部屋の設備と同じ年に整備されているということも踏まえて、今後の課題でも

あるというふうに考えております。

なお、暖房設備につきまして、今問題がない状況にはあります。こうした設備につきまして、今後、耐用内容や費用の試算、財源確保なども含めて計画的な改修について検討していきたいというふうに考えているところであります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長

保健福祉課長。

●福祉保健課長

ただいまの篠田議員のご質問にお答えいたします。

障がい者支援に要する経費のうち、令和2年度の障がい者福祉サービス費の確定に伴う国費・道費過年度分の返還金によるものでございます。負担金の申請のタイミングが国は11月、道が3月であり、いずれも見込額で申請しております。生活支援の関係と就労支援に関する、給付費が伸びているといったことから増額で計上して申請していましたが、年度末において利用が最終的に減ったということがありまして、費用確定後の実績報告において利用者が減ということ、それと利用日数の減ということから返還の金額が生じたものというふうに見込んでおります。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

●議長

篠田議員。

●1番

障がい者支援のほうは分かりました。

文化ホールの関係ですけれども、状況は私も聞きに行きまして把握はしているのですけれども、この施設、平成5年に竣工しています。もう27年経過しているというような状況で、外部の再塗装や何か、大規模改修等で既に平成25年ですか、実施をされていて、内部についてはいろいろと計画を立てながらこれまでも取り組んでいるのですけれども、今回こういうエアコンが故障したということで、1機はちょっとガス漏れがどこで起きているか分からないというような状況の中で、今局長のほうからも話ありましたがけれども、当然改修はしていかなければならないのかなと思いますし、当然、コンチエルトホールのほうは、あそこはもう本当窓もないようなところですから、その関係ではきちんとしないともう事業も展開できないような形にもなるのかなと思います。非常に厳しい財政状況の中ではありますが、この文化ホールについてもずっと存続をさせて、皆さんのこの災害時の避難場所にも指定をしているようなところでございますので、ぜひこの辺について早急に検査や何かをしながら、どういう計画を立てていくのか。当然、先ほどちょっと公民館の話では教育長、次期のまちづくり計画云々云々と

いうお話はありましたけれども、やはり緊急を要するような施設については、今の段階でどうしていくかをやっぱり内部で十分協議をしながら、町民の皆さんが安心、安全して利用できるような施設の維持管理に努めていただきたいと思いますけれども、その辺についてちょっと回答願いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

まず、先ほどの答弁の中でちょっと言葉足らずのところがありましたので訂正をさせていただきたいと思いますが、先ほど局長がガスが漏れていたということではありますが、冷却ガスということですから、危険なガスではないということですからまずお知らせをしたいと思います。

それと、先ほど来、大関議員から一般質問の中で、また今ほどは篠田議員から施設の点検・確認ということでお話があったかと思います。当然、篠田議員言われるように、点検検討につきますしては、速やかに実施をしていきたいというふうに思いますし、その結果として出てきた修繕については適宜、緊急性等を鑑みながら、一部は次期まちづくり計画になりますし、新しいものにつきますしては補正、あるいは次年度の当初予算ということでご相談をさせていただきながら対応を図ってまいりたいという考えでありますので、よろしく願いいたします。

●議長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 4 3 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 4 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 2 4 ページをお開き願います。

議案第 4 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」。

奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画を次のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき町議会の議決を求める。令和 3 年 9 月 7 日提出、奈井江町長。

詳細につきましては、担当参事よりご説明いたします。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

定例会出席、大変お疲れさまでございます。

議案第 4 号「奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画について」、ご説明をいたしますので、別冊でお配りをしている市町村計画書をご覧頂きたいと思えます。

この計画の策定の背景につきましては、旧法である過疎地域自立促進特別措置法の令和 3 年 3 月末日の失効に伴い、引き続き過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が 4 月 1 日から施行されたところであり、新過疎法に規定する支援措置を活用した本町の持続的な発展を図るため、新過疎法第 8 条第 1 項に規定する市町村計画を策定するものでございます。

本計画の内容についてご説明申し上げますが、計画内容については現在進めておりま

す奈井江町第6期まちづくり計画後期実施計画の内容を踏襲する形で作成してございますので、個別の事業内容等の説明は省略し、新過疎法により計画書への記載が追加された事項や変更点等を中心に説明をさせていただきます。

計画書1ページをお開き願います。

計画書の冒頭では、1、基本的な事項として、奈井江町の概況等を記載し、8ページの(4)地域の持続的発展の基本方針では、新過疎法を活用した本町の持続的な発展を図るため、アの移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をはじめ、それぞれ10項目に分けて分野別に基本方針を記載してございます。

また、11ページのサ、その他地域の持続的発展に関し必要な事項では、新北海道総合計画、奈井江町第6期まちづくり計画との整合を図りつつ、9項目の重点施策を位置づけるとともに、12ページでは、過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎債ソフト事業の対象として位置づけた24の事業を掲載してございます。

次に13ページ、(5)地域の持続的発展のための基本目標では、記載事項として新たに追加された基本目標を記載してございますが、当町では令和7年の目標として、奈井江町人口ビジョンに基づく人口4,685人、合計特殊出生率1.48を目標に掲げてございます。

次に(6)計画の達成状況の評価については、新たな記載事項として、達成状況の評価のため、まちづくり町民委員会への報告を位置づけたところでございます。

次に、7の計画期間ですが、令和3年度から令和7年度までの5年間としておりますが、今後、まちづくり計画等の変更により必要が生じた場合は随時、計画変更を行ってまいります。

次に、(8)公共施設等総合管理計画との整合では、新過疎法により適合義務が設けられた公共施設等総合管理計画との整合を図りながら計画的に事業を推進することを記載してございます。

次に、14ページ、2、移住・定住・地域間の促進、人材育成についてですが、これ以降、先ほど説明をいたしました、地域の持続的発展の基本方針で掲げた分野別の項目ごとに(1)現況と問題点、(2)その対策(整備目標)、(3)計画、(4)公共施設等総合管理計画との整合を記載してございます。

なお、19ページ下段になりますが、3、産業の振興の中の(4)産業振興促進区域及び振興すべき業種を記載してございますが、これは旧法においても、過疎地域における産業振興を図るため一定の事業用資産を取得した事業者に対する固定資産税の課税免除を行った場合の減収補填措置が講じられていましたが、過疎地域の産業振興をより効果的に促進するため、対象とする業種に情報サービス業を追加するなどの改正が行われ、この支援措置の適用を受けるため、当町では奈井江町全域を対象に従前の「製造業、農林水産物等販売業、旅館業」に「情報サービス業等」を業種に加え、計画書に記載をしたところでございます。

次に45ページをお開き願います。

ここでは、本計画において過疎地域持続的発展特別事業、過疎債ソフト事業の対象と

した24項目の事業を施策ごとに記載をしてございます。

過疎対策事業債につきましては、ハード事業を含めて本町の持続的な発展を図る上においても有効な財源であることから、まちづくり計画を踏まえながら計画的かつ効果的な事業展開が図られるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、簡単ではございますが、奈井江町過疎地域持続的発展市町村計画の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 6議案一括上程・大綱説明

(11時50分)

●議長

日程第12、認定第1号「令和2年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和2年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の

認定について」、認定第6号「令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、以上6議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明は大綱説明といたします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

それでは、各会計の決算の概要につきましてご説明いたします。議案書とともに奈井江町一般会計等の決算資料2ページの決算総括表によりご説明をいたします。

議案書の29ページ、認定第1号、令和2年度一般会計決算の概要についてご説明いたします。

令和2年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額55億8,090万1,000円、歳出総額54億8,252万7,000円、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越す財源100万円を差し引き、実質収支額は9,737万4,000円であります。

歳出につきましては、前年度比9億1,519万3,000円、20.0%の増となっております。

歳入につきましては、前年度比8億9,953万4,000円、19.2%の増であります。

次に、議案書の30ページ、認定第2号、令和2年度国民健康保険事業会計決算の概要についてご説明いたします。

令和2年度の決算額は、歳入総額1億9,384万8,000円、歳出総額1億8,609万5,000円、実質収支額775万3,000円となっております。

歳出の主な内容では、広域連合負担金で対前年度比1.8%増の1億6,535万3,000円、歳入につきましては、国民健康保険税で対前年度比1.2%減の9,894万1,000円、繰入金で対前年度比14.6%減の7,394万3,000円であります。

次に、議案書の31ページ、認定第3号、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算の概要についてご説明いたします。

令和2年度の決算額は、歳入総額1億453万5,000円、歳出総額1億443万3,000円、実質収支額10万2,000円となっております。

歳出の主な内容については、後期高齢者医療広域連合納付金で対前年度比5.6%増の1億395万6,000円を支出しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で対前年度比8.0%増の7,085万7,000円、繰入金で対前年度比0.3%減の3,314万1,000円となっております。

次に、議案書32ページ、認定第4号、令和2年度下水道事業会計決算の概要につい

てご説明いたします。

令和2年度の決算額は、歳入総額4億692万6,000円、歳出総額3億9,997万7,000円、実質収支額694万9,000円となっております。

下水道事業の主なものは、公共下水道の汚水柵新設工事4か所、個別排水処理施設設置工事2か所の整備を行ってまいりました。

なお、これらの整備により、令和2年度末の下水道普及率は合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で95.9%となり、水洗化件数は2,490件となっております。

続きまして、議案書の33ページ、認定第5号、令和2年度国民健康保険病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

収益的収支では、収入9億2,445万3,000円、支出10億385万4,000円となり、当年度純損失は7,940万1,000円となっております。

資本的収支では、収入1億2,714万円、支出1億2,714万円となり、収入、支出、同額であります。

なお、令和2年度につきましては、単年度実質収支では1,703万5,000円の黒字、2年度末の繰越し収支では2,074万7,000円の赤字となっております。

続きまして、議案書34ページ、認定第6号、令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計決算であります。本組合における解散後の事務については、奈井江町が継承しており、本議会において認定を求めるものであります。

決算概要につきましては、同じく決算資料の33ページに内訳書を載せてございます。

令和2年度の決算額は、歳入歳出とも総額は2,231万7,853円であります。

以上、令和2年度の6会計の決算概要について、一括してご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

●議長

6議案に対する大綱質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

特別委員会の設置

●議長

お諮りします。認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号については、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審

査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から第6号につきましては、議長、議選監査委員の竹森議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま付託されました認定第1号から認定第6号については、会議規則第45条第1項の規定により9月13日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号につきましては、9月13日までに審査が終わるよう期限をつけることを決定いたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩といたします。

(休憩)

(11時59分)

(特別委員会の互選結果報告)

(12時02分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員。

以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には大関議員を選任することに決定をいたしました。

散会

●議長

お諮りします。9月8日から9月13日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員会開催及び議案調査のため、9月8日から9月13日までの6日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

なお、14日は、午前10時より会議を再開いたします。大変ご苦労さまでした。

(12時03分)

令和3年第3回奈井江町議会定例会

令和3年9月14日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和2年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和2年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 7号 令和3年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 4 議案第 2号 奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3号 奈井江町産業振興課税免除に関する条例
- 第 6 議案第 8号 工事請負契約の議決事項の変更について
- 第 7 議案第 5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第 6号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 意見案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第10 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第11 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第12 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第13 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第14 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	田野義美
建設環境課長	加藤一之
産業観光課長	石塚俊也
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
建設環境課課長補佐	石川裕二
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保健福祉課課長補佐	遠藤友幸
企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 保健福祉課長 鈴木久枝

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会最終日、出席大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入り口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番篠田議員、8番大矢議員を指名いたします。

日程第2 6議案一括上程・委員長報告

(9時59分)

●議長

日程第2

認定第1号「令和2年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和2年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について」

以上、6議案を一括議題といたします。

6議案につきましては、決算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

特別委員会審査報告書。

決算審査特別委員長より、下記のとおり決算審査特別委員会審査報告書の提出があったので、これを付議する。令和3年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、決算審査特別委員会、議件名、認定第1号「令和2年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和2年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日、9月8日、9日。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号を認定することに決定した。細部口頭報告。

以上でございます。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

決算審査特別委員長、8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。それでは、私より令和2年度に関する決算審査特別委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

令和3年9月7日の第3回定例会において付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の審査を行うため、9月8日、9日の両日、役場議員控室において、提出された決算書並びに関係資料と各担当課の説明を求めながら慎重に審査を実施したところであります。

最初に審査の結論から申し上げますと、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計」、認定第5号「病院事業会計」、認定第6号「奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計」の決算について、全て全会一致をもって認定されました。

あわせて、監査委員の決算審査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

依然として地方自治を取り巻く環境は非常に厳しい状況の中、世界で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の対応が続いております。

令和2年度は、第6期まちづくり計画後期実施計画のスタートの年でありましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策とともに着実に実施し、計画的かつ効率的な財政運営の結果、病院事業会計を除く5会計は実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率においても健全財政を堅持されていること、さらに、国が進める新型コロナウイルス感染症対策についても、的確に対応されたことなどを評価するものである。

病院事業会計については、資金不足比率が3.3%となったが、経営努力を認めるものである。

それでは、具体的に出されました主な意見・要望についてご報告申し上げます。

まず、最初に一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税をはじめ、各使用料、その他会計がありますが、国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。

また、ふるさと応援寄附金については、努力頂き寄附額が1億円を超え、大きく増額をしたことを大いに評価するものであります。町税や地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な自主財源であるので、今後も返礼品やPR方法など一層の創意工夫を願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

令和2年度から新たに取組みましたまちづくり懇談会、地区担当職員、まちづくりモニターについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、限られた行動に終わりましたが、引き続き創意工夫し所期の目的を達成されるよう努力願いたい。

定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、積極的な施策の充実により成果が現れ、子育て世代を中心に本町へ転入頂いていることは大変喜ばしいことであります。まちづくりの重要な施策の一つでありますので、今後も評価・検証を行うとともにPRの充実にも努めていただき、移住・定住が一層進むよう期待するものであります。

次に、認定こども園についてであります。

認定こども園はぐくみでは、個々に対応したきめ細やかな教育・保育を実施し、社会性や生活習慣の自立を育てていることは大いに評価するところであります。現段階では待機児童はない状況でありますけれども、子育て世代の定住を促進するためにも希望者が入所できるよう引き続き最大限の努力を願いたい。

次に、防災対策についてであります。

近年、自然災害が頻発し、さらには新型コロナウイルス感染症対策も求められています。本町でも新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営の訓練が実施されたことは評価するところであります。防災対策では、行政と地域住民が協働で取り組まなければならないことから、実施された訓練の内容を住民に周知し、情報共有することを要望するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により多くの防災用品が備

蓄されましたが、災害時に直ちに使用できるよう点検・管理をしていただきたい。

次に、鳥獣対策では、近年、鹿、アライグマを中心とする有害鳥獣により、山間部のみならず広範囲にわたり被害が拡大している。北海道や近隣市町と連携し対策を強化していただきたい。ヒグマについても本町の田や畑と隣接する市町で出没している事例もあることから、近隣市町と連携し町民へ情報提供に努めていただきたい。

次に、教育では、公設塾において事業評価を行い、家庭学習習慣の定着を進めるため、対象を中学生から小学生に変更したことは大変評価するところであります。今後においては、中学生への学びの支援についても検討頂き、きめ細やかな指導、確かな学力の向上に努めていただきたい。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院関係では、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保など、経営努力は評価するところでありますが、依然として厳しい経営状況にあります。

町立国保病院は、健康と福祉のまちの核となる施設であり、引き続き地元医師会、近隣公立病院との連携を推進していただきたい。

また、病院のあり方検討委員会の答申による取組を検証し進めていただくとともに、町全体で一層の経営努力に努力願いたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審査において出された意見・要望も含めて十分検討され、対応をされるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

認定第1号の討論・採決

(10時10分)

●議長

ご苦労さまでした。

認定第1号「令和2年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号の討論・採決

(10時11分)

認定第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号の討論・採決

(10時12分)

認定第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号の討論・採決

(10時12分)

認定第4号「令和2年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号の討論・採決

(10時13分)

認定第5号「令和2年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第6号の討論・採決

(10時13分)

認定第6号「令和2年度奈井江、浦臼町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第3、議案第7号「令和3年度奈井江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。追加議案書の35ページをお開きください。

議案第7号「令和3年度一般会計補正予算(第6号)」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ666万5,000円を追加し、総額をそれぞれ

49億8,814万4,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、令和3年度の予備費を活用し創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援交付金について、地域の実情に応じた事業者支援を進めるため、市町村に対する国からの交付金が追加されたことにより補正を行うものであります。

補正予算の内容につきまして歳出よりご説明いたしますので、41ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、緊急事態措置等による経済活動への影響を考慮し、本年7月から12月の売上げが前年または前々年と比較し20%以上減額した町内事業者に10万円を寄附する応援給付金、70事業者分を見込み700万円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、40ページをお開きください。

15款2項1目の総務費国庫補助金では、今ほど説明いたしました歳出に係る国からの補助金666万5,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差33万5,000円については、41ページの財政調整基金積立金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第4、議案第2号「奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の20ページをお開きください。

議案第2号「奈井江町米穀乾燥調製貯蔵施設等設置条例の一部」を次のとおり改正する。令和3年9月7日提出、奈井江町長。

本案につきましては、設置から20年が経過した米穀乾燥調製貯蔵施設において、施設等の修繕、更新の必要性が高まっていることから、本条例で定める利用料金の上限額について、現行の60キログラム当たり600円から700円に引上げをし、本施設の持続的かつ適正な管理を行おうとするものであります。

なお、今回の料金改定につきましては、施設の指定管理者である新すながわ農業協同組合より町に対して要望があったところであり、既に利用者である農業者の皆様にはご説明を頂いていると伺っております。

以上、議案第2号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第5、議案第3号「奈井江町産業振興課税免除に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書21ページをお開きください。

議案第3号「奈井江町産業振興課税免除に関する条例」、令和3年9月7日提出、奈井江町長。

本案につきましては、23ページの提案理由のとおり、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、対象業種の課税免除に関し情報サービス業が追加されたほか、設備投資の要件等が変更となったことから、名称の変更を含め、現行条例を全部改正し、本町産業振興の効率的な促進を図ろうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。定例会出席、お疲れさまです。

それでは、改正の内容につきまして、議案書 21 ページをご覧頂きたいと思います。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、現行の奈井江町工業振興課税免除に関する条例を全部改正するものでございます。

第1条では、課税免除の対象となる業種では、情報サービス業等が追加となり、対象投資では、要件が取得等となり、取得又は政策もしくは建設等が対象となることを規定しています。

第2条では、21 ページから 22 ページにわたり、適用期間が令和 6 年 3 月 31 日まで延長され、取得価格要件では業種ごとの資本金額により取得価格が細分化され、製造業、旅館業では資本金 5,000 万円以下では取得価格 500 万円以上、5,000 万円から 1 億円以下は 1,000 万円以上、1 億円以上は 2,000 万円以上が対象となり、また、農林水産物等販売業、情報サービス業等では、資本金に関わりなく 500 万円以上の取得が対象となることを規定しています。

第3条では、課税免除となる額について、新過疎法で定める地域区域において営む当該事業用の設備等の固定資産税であることを規定しています。

第4条では、課税免除の期間と免除率について、初年度から 3 年度までの 3 か年は 100 分の 100 を、4 年度目は 100 分の 40 を、5 年度目は 100 分の 20 をそれぞれ免除することを規定しています。

第5条では、課税免除等の申請方法について規定しています。

23 ページをご覧頂きたいと思います。

次に、改正条例の附則といたしましては、第1項で、施行期日を公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとし、第2項として、改正前条例の経過措置について、第3項として、本条例の改正により奈井江町企業立地促進条例の一部を改正することといたします。

以上、奈井江町産業振興課税免除に関する条例の主な改正点についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時24分)

●議長

日程第6、議案第8号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の42ページをお開きください。

議案第8号「工事請負契約の議決事項の変更について」、令和3年6月22日議決の経た奈井江町体育館大規模改修工事の契約の一部を変更したいので、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき町議会の議決を求める。令和3年9月7日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約の金額について、外壁工事との内容の変更に伴い、変更前の金額「1億3,035万円」を「1億3,115万3,000円」に変更するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第8号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第7、議案第5号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。定例会の出席ご苦労さまです。
議案書の25ページをお開きください。

議案第5号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、奈井江町教育委員会委員三原新氏が令和3年9月30日付をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、町議会の同意を求めるものであります。令和3年9月7日提出、奈井江町長。

なお、三原氏の履歴につきましては、2ページに掲載しております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号について採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時27分)

●議長

日程第8、議案第6号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

●議長

(10時27分)

会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書の27ページをお開きください。

議案第6号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、奈井江町教育委員会教育長相澤公氏が令和3年10月15日付をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により町議会の同意を求めるものであります。令和3年9月7日提出、奈井江町長。

相澤氏の履歴は次ページに掲載しております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号について採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

日程第9 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時29分)

●議長

会議を再開いたします。

日程第9、意見案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

●事務局長

意見案第1号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和3年9月14日提出。

提案者、奈井江町議会議員、大関光敏。

賛成者、奈井江町議会議員、石川正人、同じく竹森毅。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

2ページをお開きください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月14日、北海道空知郡奈井江町議会議員。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番大関議員。

●2番

それでは、提案者の立場から少し補足説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増高が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記のとおり強く要望するものであります。

特に、記の3にあります固定資産税につきましては、3年ごとに評価替えを実施する市町村の極めて重要な地方税であります。本件の負担調整措置により、公平性の観点からも問題があります。

4の部分では、消費税率の引上げに伴う需要平準化対策として設けられましたが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として延長され、令和3年度に再延長されました。本件の措置に伴う減収額については、全額国費で補填されますが、臨時的軽減が繰り返されることは、特例が恒久化し、同税の縮小等につながりかねません。

皆様のご理解を願いながら、採択されるようお願いをいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時35分)

●議長

日程第10、意見案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。

●事務局長

意見案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」。

上記事件について国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和3年9月14日提出。

提案者、奈井江町議会議員、大関光敏。

賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同じく篠田茂美。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

2ページをお開きください。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

前文を省略いたします。

記といたしまして、1、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算は所要額を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進める必要な予算を確保すること。

3、新広域道路計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる対災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

4、国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月14日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番大関議員。

●2番

それでは、提案者の立場から少し補足説明をいたします。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は幅広い分野において大きな打撃を受けているほか、道路交通を取り巻く環境においては、激甚化・頻発化する自然災害に伴う交通障害をはじめ、道路施設の老朽化、多発する交通事故など様々な課題を抱えています。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠であります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から住民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性や、ポストコロナを見据えた物流観光をはじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実強化に向けて、特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

皆様のご理解を頂きながら、採択されるようお願いをいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第11 会議案第1号の上程・説明・採決

(10時41分)

●議長

日程第11、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」、下記日程のとおり議員を派遣したいので承認を求める。令和3年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議会懇談会派遣について、(1)派遣先、奈井江町公民館、(2)期日、令和3年10月21日木曜日、(3)派遣議員、全議員、(4)経費、なし。

以上でございます。

●議長

本案は、提案のとおり承認することとしたいと思います。
なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第12 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時42分)

●議長

日程12、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より地方自治法第109条第3項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和3年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。

調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 1 3 調査第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時43分)

●議長

日程第 1 3、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より地方自治法第 1 0 9 条第 8 項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和 3 年 9 月 1 4 日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会。

調査番号、調査事項。

調査第 1 号、ないえ温泉について（現地調査を含む）。

調査第 2 号、新型コロナウイルスワクチン接種状況について。

調査第 3 号、教育ビジョンについて。

調査日程、3 日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 1 4 調査第 3 号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時44分)

●議長

日程第 1 4、調査第 3 号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管にかかる下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和3年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項。調査期間、次期定例会まで。
以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和3年奈井江町議会第3回定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(10時45分)